

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和4年2月9日（水）午前9時30分～午前10時25分

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 15名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 6名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	出	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4番	竹内 義男	出	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	欠
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第52号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得の下限面積（別段の面積）の設定について
- (2) 議案第53号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第54号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (4) 議案第55号 農用地利用集積計画書（No.165）（案）の決定に対する意見について（所有権移転に関するもの）
- (5) 議案第56号 農用地利用集積計画書（No.166）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (6) 議案第57号 矢掛町農業振興地域整備計画変更に関する意見について
- (7) 議案第58号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について

5. 議案の内容 別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から令和3年度第11回農業委員会総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。</p>
議 長	<p>本日は、妹尾行恭委員が欠席です。過半数の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、5番 三好委員と6番 坪井委員を指名します。</p> <p>議事に入る前に、報告事項があります。1月7日の総会議案第48号「農地法第4条の規定による転用の許可申請について」の事案番号20番について、「矢掛町所有公共用財産の用途廃止申請の許可日と同日付けで許可処分を行う」ことを議決していました。1月12日付けで用途廃止申請の許可があり、議案第48号の事案番号20番については、同日付けで許可処分を行いましたので、報告します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第52号から議案第58号の7議案です。</p>
議 長	<p>議案第52号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得の下限面積（別段の面積）の設定について、事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>議案第52号は、別段の面積の設定の適用について審議していただくもので、今回、下限面積0.1aの適用の申請が2件あります。矢掛町農業委員会では、平成30年4月から、農地法施行規則第17条第2項を適用し、矢掛町空き家情報登録制度に登録された空き家に付随する農地の内、所有者から区域指定申請のあった農地に限り、下限面積を0.1aとしています。申請地はこの条件を満たしております。この後、審議していただく議案第53号の事案番号46番、48番に関連します。</p>
	<p>(議案朗読説明)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第52号につきまして、意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>

議 長	異議がありませんので、議案第52号につきましては案のとおり決定します。
議 長	議案第53号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">以上4件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 事案番号46番、48番は先ほど審議いただいた議案第52号に関連しており、矢掛町空き家情報登録制度に登録された空き家に付随する農地のため、農地法施行規則第17条第2項により、下限面積が0.1aとなります。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号46番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番 委 員	町の空き家バンクで自宅を購入されていて、農地について今回所有権移転されます。自宅の隣地の畑であり、問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号46番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号46番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号47番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番 委 員	譲受人が長年、利用権を設定して耕作されていた場所です。譲渡人が高齢になり今後耕作出来ないということで所有権移転します。特に問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号47番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)

議 長	異議がありませんので、事案番号47番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号48番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。
1 番委員	議案第52号の、空き家に付随した農地であり、問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号48番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号48番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号49番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。
3 番委員	町の空き農地バンクに登録されていたところで、譲受人が所有している農地の隣地です。適正に管理されるものと思いますので、問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号49番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号49番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第54号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、1件議題とします。事案番号21番につきましては、門野委員の自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで門野委員の退席をお願いします。
	(午前9時56分 門野委員 退席)
	では、事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)

以上1件について、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。
総会次第に現地確認写真を載せております。

議 長

事務局の説明が終わりました。
事案番号21番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。

1 番 委 員

隣地の宅地へ新たに住宅を建築されます。場所が狭いので、少し農地を転用して宅地を拡張されます。特に問題ないと思います。

議 長

地元農業委員から意見がありました。事案番号21番につきまして、他に意見はありませんか。

各 委 員

(異議なし)

議 長

異議がありませんので、事案番号21番につきましては、許可と決定します。
(午前9時59分 門野委員 着席)

議 長

議案第55号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 165) (案) の決定に対する意見について、所有権移転に関するものを2件議題とします。
事務局から説明します。

事 務 局

本計画は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、農地中間管理事業の一環として行っている特例事業として農地の売買を行うものです。
具体的には、対象地が農振農用地であり、購入者が認定農業者や「人・農地プラン」の中心経営体である等の条件を満たしている売買において、農業経営基盤強化促進法第7条第1号に基づき、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から農地を買受け、購入者に売渡すものです。所有者及び購入者のメリットとして、税の特別控除が受けられる点や登記手続きを公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団及び矢掛町が代行する点があります。
本計画は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から農地を買受けるものです。では、個別の事案を説明します。(事案説明)
なお、農地の購入予定者は、認定農業者である渡邊卓司氏であり、次回の農業委員会総会において議案となる予定であります。

議 長	事務局の説明が終わりました。 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 165）（案）につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。
1 番 委 員	購入予定者が今まで利用権を設定して耕作されていた農地です。所有者はどちらも町外に出られていて、今後耕作される予定もないそうです。農地中間管理機構を通して所有権を移転されるということで問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありましたが、矢掛町農用地利用集積計画書（No. 165）（案）につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	（異議なし）
議 長	異議がありませんので、議案第55号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 165）（案）の決定に対する意見について、「異議なし」と決定します。
議 長	議案第56号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 166）（案）の決定に対する意見について、事務局から説明します。
事 務 局	議案第56号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。 （計画の内容について説明）
議 長	事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。
各 委 員	（異議なし）
議 長	異議がありませんので、議案第56号について、「異議なし」と決定します。
議 長	議案第57号 矢掛町農業振興地域整備計画変更に関する意見について、議題とします。議案第57号につきましては、竹内委員の自己に関する事案が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで竹

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>各委員</p> <p>議長</p>	<p>内委員の退席をお願いします。</p> <p>(午前10時8分 竹内委員 退席)</p> <p>では、事務局から説明します。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <p>事務局からの説明がありました。意見等をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、議案第57号について、別紙のとおり矢掛町長へ意見書を提出することを議決します。</p> <p>(午前10時19分 竹内委員 着席)</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>各委員</p> <p>議長</p>	<p>議案第58号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について、議題とします。事務局から説明します。</p> <p>農地法第52条に、農業委員会が農地の借賃等の動向その他の情報の提供を行うことが明記されています。このため、農業委員会において、農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、地域の実勢の賃借料の情報を提供する必要があります。このことを踏まえ、別紙のとおり平均額を算出しましたので、説明いたします。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について、意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について議決します。</p> <p>農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、広報紙、ホームページ等で賃借料情報を公表することとします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に4. 各種報告について確認します。</p>
<p>議長</p>	<p>(1) 利用目的の変更届について</p> <p>地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p>

美川地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。畑として耕作されています。
三谷地区 推進委員	事案番号2番について、確認しました。畑として耕作されています。
議 長	(2) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
山田地区 推進委員	事案番号2番から5番について、確認しました。問題ありません。
川面地区 推進委員	事案番号6番、7番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(3) 農地転用の工事完了報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
5番委員	美川地区について、確認しました。問題ありません。
7番委員	三谷地区について、確認しました。問題ありません。
1番委員	山田地区について、確認しました。問題ありません。
8番委員	川面地区について、確認しました。問題ありません。
議 長	(4) 農地転用の工事進捗状況報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
4番委員	矢掛地区について、確認しました。完了時期は令和5年3月です。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもって、本日の農業委員会総会を終了します。